

(仮称) 九十九里沖洋上風力発電事業環境影響評価方法書に対する勧告について

令和 8 年 3 月 2 3 日
経 済 産 業 省
大 臣 官 房
産業保安・安全グループ

本日、電気事業法第 4 6 条の 8 第 1 項の規定に基づき、(仮称) 九十九里沖洋上風力発電事業環境影響評価方法書について、株式会社ユーラスエナジーホールディングスに対し、環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第 3 項の規定に基づき、千葉県知事の意見を勘案するよう、その写しを送付した。

1. 計画概要

住 所：千葉県九十九里町、山武市、横芝光町の沖合及び陸域の一部
原動力の種類：風力（洋上）
出 力：最大 4 5 0, 0 0 0 k W

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 受 理	令和 4 年 1 1 月 3 0 日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和 5 年 2 月 9 日
経 済 産 業 大 臣 意 見	令和 5 年 2 月 1 6 日

<環境影響評価方法書>

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	令和 7 年 9 月 2 5 日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	令和 7 年 1 2 月 1 日
千 葉 県 知 事 意 見 受 理	令和 8 年 2 月 2 7 日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	令和 8 年 3 月 2 3 日

問合せ先：電力安全課 小西、中村

電話：0 3 - 3 5 0 1 - 1 5 1 1 (内線：4 9 2 1)

(別紙)

(仮称) 九十九里沖洋上風力発電事業環境影響評価方法書に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 風力発電設備の配置等の事業計画を可能な限り明確にした上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 風力発電設備の稼働に伴う騒音について環境影響評価項目に選定するとともに、スイッチング音及び純音性成分の発生状況の把握を適切に行うこと。
3. 渡り鳥の飛翔状況について、適切な調査手法を検討した上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
4. ウミガメ類やスナメリ等の海生生物への影響について、専門家からの助言等を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
5. 対象事業実施区域及びその周辺に生育する植物の分布及び生育状況について適切に調査地点を設定し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。